

# 令和5年第2回定例会議事日程（第3号）

令和5年6月15日（木）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

新 保 祐 介 議 員

岸 本 加代子 議 員

太 田 文 則 議 員

令和5年第2回吉富町議会定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日 令和5年6月15日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 6月15日 10時00分

応 招 議 員 1 番 新保 祐介 6 番 横川 清一  
 2 番 丸谷 宏一 7 番 是石 利彦  
 3 番 角畑 正数 8 番 岸本 加代子  
 4 番 向野 倍吉 9 番 矢岡 匡  
 5 番 太田 文則 10番 山本 定生

不 応 招 議 員 なし  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121	町 長 花畑 明	上下水道課長	奥家 照彦
条の規定により説明	教 育 長 江崎 藏	建 設 課 長	軍神 宏充
のため会議に出席し	未来まちづくり課長 和才 薫	地域振興課長	鍛治 幸平
た者の職氏名	総務財政課長 奥本 仁志	教 務 課 長	南 博己
	住 民 課 長 石丸 順子	建 設 課 主 幹	友田 哲也
	税 務 課 長 岩井 保子	吉富あいあいセンター長	梅林 正典
	会 計 管 理 者 別府 真二	危 機 管 理 室 長	奥本 恭子
	福祉保険課長 石丸 貴之	検 査 会 計 室 長	鍛治 淳子
	子育て健康課長	吉富保育園長	
		吉富幼稚園長	

本会議に職務のため 局 長 小原 弘光  
 出席した者の職氏名 書 記 西岡 恵

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） 会議に先立ち、議員及び執行部の皆さんに議長よりお願いいたします。

発言は必ず議長の許可を得てから発言してください。また、不適當発言、不規則発言に御注意いただき、有意義な会議でありますよう、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、角畑議員、向野議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 一般質問

○議長（山本 定生君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、質問を許します。

質問は、通告の内容に沿ってお願いいたします。

また、質問の回数は、同一質問について3回を超えることができないようになっておりますので、よろしくお願いいたします。

質問者の質問時間は、答弁を含み50分以内ですので、時間内に終わるよう要点を簡潔明瞭に行い、また答弁者につきましても効率的な議事運営の御協力をお願いいたします。

時間の経過は議場内に表示されますので、消費時間を確認し、厳守してください。

新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 議員1年生の初めての一般質問となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

伺いたいのは、脱炭素の取組について伺いたいです。

私は、元地域おこし協力隊で、2021年の9月に吉富町より任命され、まちづくり会社が取組むビジョンに流す映像制作や事業のお手伝い、特に、町が取組むSDGs脱炭素に係る取組を微力ながら脱炭素の推進として町の家を歩いて周ったりとか、私しかできない映像の得意分野でお手伝いをさせていただきました。その中でも町で取組まれた吉富海岸再生プロジェクトは、熊本大学の教授、未来を担う小学生が吉富海岸エリアの海岸ごみの問題を観察、調査したり、干潟のブルーカーボンへの取組を中学生の子供たちと調査をするなど、産官学連携で進めたりと、地域おこし協力隊としてPR用の映像撮影をしながら、子供たちが環境について新たな知見を経

て成長する様子を見たり、話を聞いたりしていました。その子供たちの感想としては、またやりたい、教授の話が面白い、地球環境を考え、継続して取り組むべきなどの声が多数あり、真剣な子供たちの声、姿を見てとてもすばらしい取組であり、3年で終わることではなく、継続してやるべきではないかと思っております。

そこで、お尋ねしたいんですが、SDGsの脱炭素については、今後も教育分野での取組がされるのかお聞きします。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） お答えいたします。

SDGs持続可能な開発目標は、2030年をゴールに設定をいたしております。2030年と言えば、現在の吉富小学校の児童が社会に飛び出し、活躍し始める頃でございます。人や物が世界規模で動き、気候変動、環境エネルギー問題も国境を越えるのが当たり前の時代を生きる子供たちにとって、SDGsとりわけ脱炭素について学ぶのは必須のことと言えます。そのような時代に向けて教育においては、知識と理解、共感と行動を持って自分のこととして、より広い視野から総合的に考えて、行動できる力を育てていくことが求められていきます。

そこで、町長主催の総合教育会議で、今年度から4か年の吉富町教育町大綱を改定し、基本方針と主な施策に脱炭素教育の導入を位置づけております。子供たちが気候変動問題等を正しく理解して、身近な環境を大切に思い、具体的に行動ができるような脱炭素教育に取り組むこととしております。

議員、御承知のように、昨年夏、町と一体となって教職員向けの脱炭素教育研修会を行いました。地球温暖化と脱炭素循環型社会をつくりたい。脱炭素教育の進め方等について参加型の研修とし、機運を盛り上げたところでございます。

学校では、これまでも食品ロス削減に取り組んできたところでございまして、昨年、豊前ロータリークラブさんに野菜づくりの施設や道具等を寄附いただきまして、給食調理から出た生ごみから肥料をつくり、その肥料を使って無農薬野菜をつくる循環型の生活・栽培モデルを授業の中に取り入れていくことといたしております。

特に、今年度から新しい取組として、町から頂いた吉富町脱炭素教育テキストを使った授業を実施するようにしております。テキストの内容から地球温暖化の仕組み、二酸化炭素を減らすためにできること、省エネや地産地消など、児童が自分で考えることができるように取り組んでいきます。

5年、6年生では、年間15時間程度を総合的な学習の時間や各教科でテキストを使った指導計画を立て実施し、記録を残していくようにとお願いをしているところでございます。

一例を挙げますと、5年生での計画で、山国川河川事務所に出向き、指導を受けながら調査を

行い、水質と環境について学び、テキストの脱炭素のまちづくりにつなげて調べたことを報告し合うなど、計画をいたしております。

以上、町とともに歩む脱炭素教育に重点を置いて進めてまいります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。今後の脱炭素の教育についての取組がどんどん行われていくということで期待をしております。

現在ですね、吉富児童クラブではSDGsの脱炭素教育を教えたりとかっていうことでやってもいますし、今後、この授業を受けた子供たちが、子供から大人へとそういったことを、脱炭素のこの話をできるような、そういったことも含めて多くの町民の方々に理解が深まっていけることをさらなる期待をしております。

もう1つ、この脱炭素の取組についてお伺いしたいんですけども、脱炭素の今後の継続事業及び新規事業がありましたら教えていただけますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） まずは、住民課の事業についてお答えいたします。

令和3年10月21日に株式会社シェアリングエネルギー、株式会社LOCAL2と本町との3者間で官民パートナーシップによるSDGsの実践を目的とした脱炭素社会の実現に向けた包括連携協定を締結したことは御存じのことと思います。

令和3年度には、公共施設5か所への太陽光発電システムの設置を行ったところでございますが、その協定では対応しきれない高圧電力を使用している施設についても、今後、太陽光発電システムの設置を順次、進めてまいります。

本議会に提出をしております補正予算について、昨日、予算決算委員会で御説明をさせていただきましたが、本年度は、吉富小学校の屋上に30キロワットの設置を、脱炭素先行地域の取組として計画をしております。

また、本町では、地球温暖化対策実行計画を策定し、行政運営上発生するCO<sub>2</sub>の排出を抑える取組を行っておりますが、その令和4年度のCO<sub>2</sub>の排出量集計結果において、吉富漁港の電灯のLED化による効果が大きく出ておりまして、前年度比で、その漁港に特化してですが、77%の減、そして1万7,217キログラムCO<sub>2</sub>の減という結果でございました。今後、このように公共施設についても、照明のLED化、空調機器の更新で脱炭素化が進むよう計画をしているところでございます。

さらに、住民の皆様とともに進む脱炭素への取組といたしまして、今月からよしとみエコまちプロジェクトで省エネ家電への買替えに奨励金を交付する取組を開始しております。

令和4年度にも期限付で実施をいたしました。本議会に提出しております補正予算に計上しておりますとおり、これが国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となりましたことから、住民の皆様への電力等の価格高騰への支援といたしましても、奨励メニューに新たにテレビを加えまして事業を開始したものでございます。

住民の皆様には、この事業を通じて品物を購入する際には、脱炭素を意識したクールチョイスを心がけていただくように啓発も行いながら事業を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） ただいまの住民課長の答弁に加えての取組について御説明をさせていただきます。

脱炭素を推進する上で、脱炭素とは何か、その意義や目的を、先ほど教育長が答弁いたしましたように、小中学校の生徒さんや町民の皆さんに知っていただくためには、まず子供たちを指導する小中学校の教員や行政活動の中で町民に普及活動を行う職員からの理解を深めることが大切だとの考えから、令和4年度に、全ての教員と町の職員を対処として脱炭素に関する研修会を実施しました。また、小中学生と一緒に取り組んだ海岸再生プロジェクトでは、漂着ごみの研究やブルーカーボン、これは吉富海岸にも生息をし、二酸化炭素を吸収し、酸素を生成する海藻であるアマモの研究などを行い、今年3月に開催した河川敷でのマルシェの際に、取組の成果発表を行っていただき、同時に、脱炭素に関するクイズコーナーを設けるなどして会場を訪れた多くの方々に、吉富町が脱炭素を推し進めていることを知っていただく機会を設けました。この活動は関東圏のローカルテレビ局、東京MXにて放送をしていただき、二次利用として現在ユーチューブでも広く公開をしております。町のホームページからも視聴ができるようにしております。

これらの取組については、町の脱炭素を推進する姿勢を応援していただいた企業様からの企業版ふるさと納税等を活用させていただき、企業様の寄附の意向を踏まえながら、さらなる上積みにつながるように事業に取り組んでまいりました。今後の新たな取組につきましては、財源の確保も非常に重要な課題となりますので、まずはお金をかけずともできる得る取組として、広報でのSDGsに関する情報発信をしっかりと継続的に行い、一方では、新規事業につきましては、現時点で決定事項としてお話できる具体的な事業はございませんが、これまでの取組を行う中で、首都圏へのシティプロモーションなども行ってまいりましたので、現在も数件の問合せが町に来ている状況でございます。

この町の取組に賛同していただける企業様からの継続的な、もしくは新規の企業版ふるさと納税などを活用させていただきながら、これまでの取組を発展させる新たな取組もいろいろと検討してまいりたいと考えています。これらの検討に当たりましては、本議会で提案させていただい

ており、昨日、御審議をいただきました国の内閣府にも在職経験があり、豊富な知識と人脈をお持ちの地域力創造アドバイザーも活用いたしながら、今後の事業計画を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 財源の確保を、結構、企業版ふるさと納税のところを活用するということが大きき名目となると思いますので、そういったところも私なりにいろいろ見つけてきながら力添えさせていただければと思いつつ、そういったところが新たに組み込んでいけるような仕組み、またはソフト、そういったところを忠実にさせていただければと思っております。どうもありがとうございます。

続きまして、DXの取組についてお伺いさせていただきます。昨年、吉富町のデジタル環境整備事業として、企業版ふるさと納税をかけてハードの整備やシティプロモーションなどを行った事業でございますが、この中で高性能PCを導入し、活用する子供たちの姿を地域おこし協力隊として撮影しながら見てまいりました。今後の様々な可能性を感じさせる姿として、私は拝見させていただいておりました。その昨年、導入しました高性能PCについて、今後、町民に触れてもらう機会をどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（鍛冶 幸平君） お答えさせていただきます。

現在、フォーユー会館に設置している高性能パソコンについては、令和4年度のデジタル環境整備事業において導入したものです。デジタル人材の育成を主たる目的としています。そのために、そのための取組として、別の事業でありました海岸再生プロジェクトにおけるワークショップ、インターネット検索及びオンライン講習や坂井シェフをお迎えした販売事業における動画撮影、画像編集研修、スポーツ協会専門部によるeスポーツ体験会を実施していただいております。こうした取組を通して、高性能パソコンの活用については、画像・動画編集とeスポーツの2つが事業の柱で、今後の方向性になるのではないかと考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、教育基本法に基づき、子供から大人まで広く住民が生涯にわたって学習活動に親しむことができる生涯学習社会の実現を取組の目標としています。この生涯学習の理念が社会教育事業の大きな柱であり、これまでフォーユー会館研修室を活用した生涯学習講座、多くの地域ボランティアの方に御協力いただいている子ども体験活動推進事業キッズクラブなど、様々な学習機会、学習の場づくりに努めてまいりました。今後の高性能パソコンの活用についても、こうした既存の生涯学習事業をベースとし、新たな付加価値として取り入れることが多様な学習機会の創出、時代に合った人材の育成につながるものと期待をしております。

したがいまして、高性能パソコンに直接触れる機会をつくること、これは画像編集やプログラミングなど、高性能パソコンで何ができるのか、どういうふうに操作するのかといった内容になるかと思えます。まずは触れる機会をつくりたいと考えております。

もう1つは、事業の在り方として、従来の集合形式だけではなく、配信型事業の展開であります。令和4年度の環境整備事業において、高性能パソコンとかWebカメラなどの配信用機器も整備しておりますので、自宅にいながら講座を視聴できるような環境についても検討していきたいと考えております。コロナ禍による生活様式の変化や参加したくても会場まで行くことが困難といった方でも学習ができるような環境を整備するとともに、生涯学習社会の実現には重要な取組でございます。そのために、この高性能パソコンは、極めて有効なツールであると考えております。

以上のことを基本的な方針として、今年度中に試行的な教室等を実施をし、令和6年度、本格実施を目指したいと考えております。

なお、eスポーツにつきましては、現在、町のスポーツ協会が取り組んでいます。家庭用のゲーム機を用いたものですが、昨年、体験会を実施をし、そのまま定期的なクラブ活動へ移行。今年度は正式に専門部を設置して、イベントの開催も計画しているようです。したがいまして、スポーツ協会と連携することで、今後の効果的な展開が大いに期待されます。生涯学習同様、地域の既存団体と連携すること、既存事業をブラッシュアップすることをベースとすることが地域課題の解決や事業基盤の安定化につながり、持続可能な活動をと展開をし、さらには地域の魅力へと発展していくものと期待しているところでございます。

今回、この高性能パソコンという新たなツールが加わり、まさに時代に合った新たな事業を展開する好機であると認識しております。

以上になります。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。生涯学習としての使用というのは、とてもいい行いだと思っています。小さいお子様から大人までが、高齢者の方までといったかたちで高性能パソコンに触れてもらう。そういったことで新たな知識とかを得ていただいて、町全体がデジタルリテラシーの向上として目指していけるようにということでお願いしたいと思っております。

もう1つ、DXについてお伺いいたします。今後の役場のサービスのデジタル化に向けて、職員のデジタル人材の育成をどう進めていくのでしょうか。お願いいたします。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） お答えいたします。



本町の行政サービスのデジタル化につきましては、昨年度、吉富長DX推進基本方針といったものを定めまして、社会全体で急速なデジタル化が進む中、本町においても住民サービスの向上や業務改善を図るため、全庁一丸となってデジタル化DXを推進していくことを全課長で構成したDX推進本部会議の場において確認をいたしております。

昨年度定めた基本方針には、まさに職員の意識改革と人材育成というものを重要な取組の一つとして掲げておりまして、町としましてもDXを進めていくためには、デジタルに詳しい人材の育成が不可欠であると考えております。

実際、昨年度からは、DX推進担当として、ほぼ専任に近い形で、総務財政課の職員1名を従事させております。国・県や各種団体が主催する数多くの研修やセミナーに参加させ、技術の進展が非常に速いDXに関する知識や情報を絶えず習得させております。また、こちらも昨年度からになります。若手職員の中で、自ら率先して参加を希望した有志によるDX推進プロジェクトチームを立ち上げました。先進的な取組をしている自治体や住民サービス向上につながるシステムの情報を収集してチーム内で議論をするなど、月2回程度の活動を重ね、町に提言を行うなどして、デジタル化に関する知識の習得や能力、意欲の向上を図っているところでございます。このようにデジタル人材育成には既に力を入れて取組を進めてきておりますが、今後も様々な取組を通じて育成を進めてまいります。

今年度の新たな取組としましては、まず滋賀県にあります全国市町村国際文化研究所における全国の市町村職員を対象としたDX研修に担当職員を参加させることとしております。全国から意欲ある職員が集まってくるハイレベルな研修を経験させ、参加した職員同士での人的交流を深めることで、当該職員の意識や能力の向上、人脈の構築はもとより、そこで得たものを持ち帰って、他の職員にも浸透させていくリーダー的な立場の職員に育ってほしいと考えております。

また、今回の議会で補正予算を計上させていただいております役場のオンライン窓口の設置については、昨年度立ち上げたプロジェクトチームのメンバーに開設に向けた準備や開設後の運用全般を任せることを検討しておりまして、これにより、実務経験を通じた能力の向上や、自分たちの力でやり遂げたという達成感や成功体験を得ることで、当該職員のさらなる意欲の向上や育成につながればと期待をしております。

加えて、デジタル化を推進する案件ごとに、その案件に係る他の職員で構成したワーキングチームを設置する方針としておりまして、構築に向けた初期段階から関係課の職員を中心に主体的にデジタル化に取り組んでもらうことで、プロジェクトチーム同様に、実務経験を通じて知識の習得や能力、意欲の向上を図ってまいります。

このほか、まだ現時点では具体化はしておりませんが、外部の専門的人材の派遣による職員教

育の実施など、様々な視点から人材育成を進めていけるよう、日頃から情報収集や検討を進めているところでございます。これらの取組を通じてデジタル化推進のリーダーとなる人材を育成するとともに、全庁的な課題として多くの職員に関わってもらい、その重要性和効果を実感してもらおうことで、さらなる行政サービスのデジタル化、DXの推進につなげる、こうした好循環をつくることができるよう、しっかりと人材育成に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。急速にこういったデジタル化が進むことによって、職員の皆様の御負担も増えることもあるかと思われませんが、ほかの自治体ではデジタル担当の課があったりとか、そういった独自の課ができたとかということもあるんですけども、そのような課とかということ、担当課をつくるか、そういったことってというのは、今後あるのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 御承知のとおり、本町は非常に限られた人員で頑張っているという状況もございます。状況が許せば、そういったこともぜひ検討できるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。今後の吉富の町のため、町民の皆様のための理解を深めていくことが大切かと思われませんが、今後、議員にも行政サービスの活用の仕方などを詳しく教えていただける機会をつくっていただき、共に町民の皆様に対して検討を、いろいろなことをお伝えしながら進めていければというふうに考えております。

以上になります。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 8番、岸本です。

今回、4項目についてお尋ねをいたします。

まず1点目、ごみ袋です。ごみ袋についてお尋ねします。

現在、町から配布されている「資源とごみの分別ガイドブック」に指定ごみ袋を御使用くださいとあること。また可燃のごみ袋、そのものにも指定ごみ袋、この袋以外は収集しませんとあることから、ほとんどの住民の皆さんは、指定ごみ袋を使用しておられると思います。

今回、ごみ袋の値上げが行われました。ごみ袋を作成する業者による原材料、燃料等の値上げ

を理由にした卸価格の値上げの要求についてはよく理解できます。

問題は、要求の額が妥当であるのかどうか。また、妥当な額が明確になったとして、それにどう対処するのか。例えば全額住民負担にするのか。あるいは町で負担するのか。また、分担するのか。そうした政策的な議論に議会が関与できない。議会が関与できないということは、住民の皆さんがそこで反映できないということなので、そこは大変問題だと考えております。

そこで、2点お尋ねいたします。

ほとんどの住民の皆さんが使用している指定ごみ袋の値段を決める際に、住民の声が反映されることが必要だと思われませんか。もし、必要性があると考えられるのなら、何らかの条例化が必要だと思いますがいかがでしょうか。この2点についてお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（石丸 順子君） まずは、きちんと認識を同じくしておきたいことがございます。

それは、本町は、吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例で、一般家庭から排出されるごみの一般廃棄物処理手数料を無料と規定していることとございます。

本町の指定ごみ袋の価格には手数料が上乗せされていない袋そのもののみの価格でありますことから、地方自治法第96条に議会の議決事件として規定されております手数料の徴収に関することには当たりません。議会の議決事件ではないということとございます。

また、手数料の上乗せのない指定ごみ袋制度を単純指定袋制度と言いますが、本町は、単純指定袋制度を導入して、ごみと資源の分け方、出し方を分かりやすくして、分別を意識していただき、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、併せて、収集作業の安全、収集効率の向上、そして、燃焼の際に有害物質を排出させない素材の採用も、その目的としております。

一方、指定ごみ袋に手数料を上乗せして徴収する一般廃棄物処理の有料化については、お隣の大大分県中津市が令和4年9月から開始されておりました、大大分県内の市町村で最後の有料化であったと聞いております。

環境省は、この有料化がSDGsの実現のためのごみ減量化、再資源化を大きく進める手段として、非常に効果的で有効であるとして、導入を進めております。

福岡県内60市町村の状況を見ますと、現在、この手数料を徴収していないのは、豊前市、荇田町と本町の3市町のみとなっております、そういった面でも、本町は手厚い住民サービスがなされているとも言えますが、早い段階で指定ごみ袋制度を導入し、分別回収を進めてきた本町におきましても、SDGsの推進のためのさらなる取組として、手数料を上乗せする有料化は今後の検討課題であると考えております。

その際には、手数料の徴収に関することといたしまして、議会で議論いただくことになってまいろうかと思っております。

また、もう一つ、議員と認識を同じくしたいことがございます。それは、ごみ袋の価格の決定、決め方でございます。

こちらについて、本町の指定ごみ袋は単純指定袋制度で、袋そのもののみということを先ほど申し上げましたが、そうでありますので、基本的にはその価格は製造販売業者が様々なコストと利益を勘案し、決定するものでありまして、議会の議決はもとより、町が関与するものではないということでございます。

しかし、そうではありましても、本町は従前から価格決定について製造販売業者との協議を行ってまいりました。それは、住民の皆様の不利益があってはならないという、そういう思いからでございます。

ごみ袋について、これまで他の業者から見積りを通したこともありましたが、その結果、現在の業者が最も安価でありました。

しかし、価格に市場の競争原理が働いていないことから、今回も製造販売業者との協議を行っておりまして、この町の考え方については、製造販売業者にも十分に理解をしていただいているところでございます。

今回、令和3年の原油価格の上昇に、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻という要因も加わりまして、原材料費やその他コストの価格が高騰しまして、製造販売業者から価格を改定したい旨の連絡を2年半ほど前から幾度も受けておりました。

町といたしましては、ごみ袋の価格にそれをすぐさま反映することはできないと、町長が先頭に立ち、住民の皆様の立場に立って、時間を費やし、折衝を重ね、粘りに粘って、企業努力による価格の維持をお願いしてまいりましたが、長期間にわたる価格高騰により、企業の自助努力の域を超える状況となりましたことから、7月からの価格改定はやむを得ないものと判断して、苦渋の決断で今回の改定に至った次第でございます。

ここで再度整理をさせていただきますと、本町のごみ袋には処理手数料の上乗せがないため、議会の議決事件ではないということ。また、価格の設定は製造販売業者が行うものであるということでございます。

そのような中、そこを超えて、住民の皆様のことを大切に思い、長い期間折衝を重ねてまいりました。そして、住民の皆様への周知の前に議員の皆様にも前向きに積極的に御説明をさせていただきましたのは、議会と執行部が車の両輪となり、共にまちづくりを進めていきたいという、その一心の思いからでございます。真摯に、丁寧に、慎重に進めてまいったという思いでありましたのに——申し上げまいかとも思いましたが、もう申し上げさせていただきますと、議員の所属されている政党の新聞のチラシに「議会にも町民にも報告だけ」「指定は強制ではなくお願いです。こんな詭弁が町民に通用するのか？」と書かれておりました。

私は事前の説明の際に、指定ごみ袋を使用せず排出されたごみでも、一部やむを得ず回収しているようなケースもありますとは申し上げました。そして、ごみステーションの衛生管理の面から行うイレギュラーなケースとして、それは申し上げたものでありました。また、指定ごみ袋の使用をお願いしているとも申し上げました。しかし、そのことをもって、指定ごみ袋の使用が強制ではないと、そういう判断をされるのは非常に極端な解釈であるように思います。

そして、町内各所に掲示されている「まちづくりを考える会」という団体の掲示物で「ごみ袋値上げ報告だけ、議会の議決はいらぬ？こんな町でいいの？」という文言を見るにつけ、議決事件ではないことであるにもかかわらず、議会の議決を経ないことがまるで執行部の不手際であるかのように、町民を大事にしていぬ振る舞いであるかのように周知されていて、私がもし一住民で何も知識もなくそれを見たら、その内容が誤りであると判断はできず、役場は住民のことを考えてくれぬのだな。横暴だな。ひどい振る舞いだなと思うといます。

まずもって、そういうつもりは毛頭ありません。心外です。住民の幸せを第一に考えて一生懸命やっておりますのに、本当に残念で悲しく思います。

議会とともにまちづくりを進めたいという一心の思いも、議員には伝わらなかつたのだなと、そして、住民の皆様にも誤解を招くことになってしまうといますと、いたたまれぬ思いでございます。

また、このことで、本町の指定ごみ袋のルールがなし崩しになるおそれが大いにあり、大変危機感を持っております。

条例に規定されていないから、正式な指定ごみ袋ではないということでは決してありません。そのことも御理解いただきたい。そして、ぜひともルールを守つたごみの排出に議員もお力添えをいただきたいのです。

この件に関しまして、今後よりよいまちづくりのためになる議論となりますように、論点を整理して、議論をしていく必要があるように思っております。

以上でございます。（拍手）

○議長（山本 定生君） お静かに。

岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 町のごみ袋に対する考え方、展開、そして、これまでのその経緯についてはよく分かりました。

私は、住民の皆さんにとって少しでも負担の少ない、そして、SDGsにも合致したような、そうしたごみ収集、廃棄物の処理、それについて頑張っていきたいという立場からやれることをやっております。

今後も、私もまた勉強をいたしまして、また議論していきたいといます。

時間がありませんので、次の質問に移ります。

フリースクールについてです。

先日、一人の小学生のお母さんから相談を受けました。

学校に行けてなくて、体験したフリースクールならば行きたいというので行かせたいが利用料が高くて困っている。何とか補助ができないだろうかというものでした。

そこで、ちょっと時間がないので申し訳ないんですけども、3点一緒に申し上げます。

小学校の不登校の実態、それからフリースクールの状況、そして、御報告していただきたいと思っておりますし、また最後の補助については佐賀県の江北町というところで、フリースクール利用者に準備金として2万円、月額最高4万円の補助をしています。数もそんなに多くはないと思っておりますし、そんなに負担もないと思っておりますので、そうしたフリースクール、高いんですね、利用料が。そうした子供さんへの支援として、ぜひ検討していただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（山本 定生君） 教育長。

○教育長（江崎 藏君） 3点ございました。まずは吉富小学校の実態についてでございますが、学校は学ぶところでございます。一人一人に分かる、できる授業の提供が中心でございます。楽しい授業が一番であります。

休みがちな子供の中には教科の授業が少なく、何か行事があるときは登校するのであります。友達と一緒に楽しく活動をするのであります。算数も国語なども楽しければ来るようになるということをお教わっています。そのため、先生方は学校での学びを保障するために、何とかして子供の心を教室に引きつけようと、明日の授業の準備に毎晩のように必死に知恵を出し合っているでございます。

学習の遅れがちな子には重点的にそばについたり、昼休みには補充指導をしたり、春休みには友達と一緒に特別に授業をしたりとしております。

授業への支援策としては、学習支援員1名、支援補助員3名を配置し支援を行っております。また、学校内教育支援センター的役割を保健室の養護教諭が中心となり、管理職や担任等が加わり、相談・指導を行っております。

近年、学校を休みがちな児童には発達上の課題が絡んでいることもありまして、県からの派遣のスクールカウンセラーに加え、町でも子ども発達支援専門員の相談支援を継続しております。

学校外の施設についてでございますが、文科省の通知に、我が国の義務教育制度を前提としつつ、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られない。あるいは公的機関に通うことが困難な場合で、本人や保護者の希望もあり、適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこととなっております。

そこで、学校を休みがちな児童には、保護者と相談の上、公的機関である教育支援センターを紹介しています。助成金という形で豊前市に支援・協力をいただいております適応指導教室、しゃくなげのお試し体験と一緒に行って、紹介をしているところであります。昨年度まで2名、本年度1名入級をいたしております。民間の施設への入所につきましては、現在のところ報告を受けておりません。

2点目につきまして、フリースクールの状況についてでございます。

2016年に、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が成立いたしまして、学校以外の学びが注視されている状況でございます。

福岡県には、民間施設等フリースクールが47施設という資料を頂いております。やや近くでは、筑豊地区3、北九州地区12施設ございまして、行橋市に1施設あるとのことでございます。

福岡県では、フリースクールの運営に対して一部補助を行う制度があります。その制度に採択されている団体で協議会を持ち、実行委員会を形成し、情報の発信や合同の相談会などを開催している状況のようでございます。

不登校の児童には、学校外の施設において、社会的自立に向け懸命の努力を続けている子供もおり、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を出席扱いにすることができるようになってきているところでございます。

3点目に、フリースクールの利用者に対する補助についてございました。

民間施設等に入所する児童・保護者への補助についてですが、先ほど述べましたように、本県においては、フリースクールの運営に対して一部補助を行う制度がございます。また、児童へは通学定期乗車券制度が適用されているところでございます。

各市町村からの補助につきましては、現在のところ、どこもなされていないようでございます。あくまで公的機関としての教育支援センターへの入級が基本でございます。

今までのところ、学校から民間施設への入所の判断をしたとか、出席扱い等の相談等をされたとかいうことは聞いておりませんが、今後、民間施設等の入所も考えられますので、県内各市町村の状況を見ながら、補助の在り方を探ってみたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、答弁いただきました。

確かに補助をやっているところは少ないです。探し回って、佐賀県江北町にやっとたどり着きました。どうして補助をするようになったのか、いきさつを聞きたいなと思っております。しかし、先ほども言いましたように、行きたいけれども、親御さんの経済的な事情で行けない。そこにだったら行けるのにと子供さんがおられることも事実ですので、ぜひ検討をしていただき

たいと思います。

それから、しゃくなげについては、実際今行けていない子供のお母さんに聞いたんですけど、吉富町民ではない豊前市の中学生のお母さんも知らなかったし、私に相談してきた方もそんなの知らないって言うておられましたので、周知のほうをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、次の質問に行きます。

ツクローネ吉富に対する町の関わりについて質問したいと思います。

時間がないので、聞きたいことも少し端折りたいと思います。

3月議会でちょっと疑問を覚えたので、3月議会の中で私自身の質問が整理できておりませんでした。今回ちょっと整理してみました。

2点、まずお金の投入というか、ツクローネに対する町からのお金の投入の部分なんですけど、町が100%出資していようと株式会社ツクローネ吉富は民間企業です。

吉富町が税金を投入できる場合というのは、3通りが考えられるのではないかと思います。

1つは有価証券を買って投資をする。2つ目は事業の対価として委託料を支払う。そして、3つ目は補助事業について広く公募を行い、認定された場合に支払う補助金、助成金。この3通りだと私は考えました。

住民にとって大事なことは、大きな関心というのは町のお金が適正に使われているのか、その成果はあるのかということです。

吉富町はこれまで出資金の1,000万円以外に、ツクローネに幾ら投入したでしょうか。そして、それは先ほど私が言った3つのどの場合に該当するのか教えてください。それから、出資金の1,000万円は回収を要求できると思うんですけども、その後に投入した税金、それはいつ頃回収できると考えていらっしゃるでしょうか。まずそのことをお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） お答えいたします。

まず、これまで投入した補助金でございます。

その前に、ちょっと全国の自治体の出資した株式会社などの勉強についてちょっとお話をさせていただきたいと思います。

総務省の調査によりますと、令和2年度末で自治体が出資した第三セクターなどの数は全国で7,149法人ございます。そのうち、株式会社への出資割合は全体の約4割を占めております。ちなみに、土地開発公社への出資割合は約1割となっておりますので、株式会社への出資が多いことがこの場合分かります。また、株式会社に対して地方公共団体から、補助金を交付されている割合がそのうち約4割ありまして、一般的にこのように自治体が株式会社を設立することによ



って財政負担を抑えつつ、公共サービスを提供したり、地域を活性化するための有効な手段ということで、議員さんも御存じのとおりかと思われます。

先ほどの御質問にありました、これまで補助金をつぎこんでいる金額でございます。

まず、令和元年度に運営の補助金として300万円、令和2年度に700万円。それと繰越事業で令和2年から3年に繰り越しました空き家の利活用事業、リノベーション、それに1,300万円。そして、令和3年度から5年度までが運営補助金として300万円ずつという形になっております。

なお、この地方創生推進交付金の事業につきましては、計画策定時、議員様に毎年のように効果検証が国に定められておりますので、説明もしていると、そのように考えております。

まず、この策定にわたっての内容を少し説明させていただきたいんですが、なぜツクローネのほうに限定して補助金を交付しているかと、多分ちょっとそこら辺を疑問に思われていると思いますので、公募じゃないんですね。ツクローネを限定しているからで、内容について説明させていただきます。

これは総合計画の後期基本計画、吉富町第4次総合計画の中でアンケート調査、平成30年に行っております。

その中で吉富町に住み続けたくない理由というところで、買物など生活に不便。また、身近に余暇や生きがいを楽しむ場所が少ないであったり、住む場所を選ぶ場合に重視することということで、買物が便利である、生活住環境のよさ、また、今後のにぎわいづくりのために行う取組として、にぎわいをつくるイベントなどを重視しているということがございます。

また、この総合計画をベースとしまして、まち・ひと・しごと総合戦略を平成28年に策定、第2期を令和2年度に策定しております。

先ほどの総合計画と連携しておりまして、町民の皆様方のアンケート結果により、観光プログラム開発による交流人口の増加、これによりまして、リバーサイド交流プロジェクトであったり、駅前を中心とした交流マルシェ、また、安定した仕事づくりとして、創業支援、チャレンジショップの運営、そして、空き家店舗を利活用した補助金制度であったり、創業支援の助成制度などを設立している経費につながっていきます。

これに基づいて、創業、地方創生推進交付金事業というのを計画、策定しまして、全員協議会の中で議員様に毎年説明しているというふうに認識しております。

その中で、町も独自に店舗数を増やすということで、創業支援制度の助成金であったり、一つ空き家問題というのがありますので、空き家の利活用事業ということで、この地方創生推進交付金事業に基づかれた中、そして、このチャレンジショップであったり、駅前のマルシェであったり、かわまちづくりでのマルシェというところを継承する仕組みということで、まちづくり会社

を設立しております。

そのまちづくり会社の運営費であったり、空き家を利活用して店舗化するというので、助成制度、補助をするということの計画の下に、議員様のほうに説明していると思いますので、限定したこの計画、総合計画からまち・ひと・しごと総合戦略、そして、地方創生推進交付金事業、これに基づいた形でツクローネ吉富に助成する、補助をして空き家の利活用をして、店舗化して、町内の創業支援につなげている。そして、町民に喜ばれる買物のできる場所を増やしていったりとか、先ほど町のアンケートでありました、住み続けたいくなるような吉富町づくりのために、寄与する事業をやってきたということになります。ちょっと長いんですけど、計画から基づいてちょっとやっておりますので、思いつきでぽんっとツクローネに助成するというものではなくて、上位計画があって、それから会議、そして、国の基づかれた事業がありましてということで、ちゃんとした計画に基づいて助成しているということでございます。

○議員（8番 岸本加代子君） いいです。回収できますか。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 回収の件につきましては……。

○議員（8番 岸本加代子君） すみません、時間がないので簡潔にお願いします。

○地域振興課長（軍神 宏充君） すみません。岸本議員がおっしゃる回収の件につきましては、出資と補助金という違いがあります。

あくまで、出資金というのは、会社の所有権、株主になるということで、その株主という権利を行使して、そうしたものに対して分配であったりとか、回収というものはまず出資というものであります。今、補助金についてお尋ねだと思いますので、補助金というものはそもそも回収というふうなものを見込むものではなくて、町がそこにやりたい事業について、活性化したい事業に対して補助金を打つものに対して、そもそも地域がよくなればいいなというところがありますので、回収という（ ）そもそもその中には入ってございません。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 執行部の見解は分かりました。

次、人の関わりについてお尋ねいたします。

ツクローネ吉富は株式会社なので、所有と経営は完全に分離されています。当然のことですが役場の一部ではないので、町の職員や地域おこし協力隊などはツクローネの経営や事業を行うことはできない。他社に優先して関わることはできないと認識しております。

さきの議会でも申し上げましたが、地方公務員法には、職務専念義務、また営利企業の事業に従事してはならないと規定されています。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律によりますと、役場から報酬を受け取っている職員などが関わるには、条例によって出向させる方法があります。本町の場合、相

手が株式会社なので条例改正が必要となります。

ツクローネ主催のイベントなどに多くの職員の方が業務に就いておられるように見えます。それはどのような形、名目でそれが可能となっているのでしょうか。

すみません、時間ありませんので端的にお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 地域振興課長。

○地域振興課長（軍神 宏充君） 1点、まず見識の違いがありますので、そこをちょっと修正させていただきたいんですが、まずツクローネが主催ではなくて、町が主体、そして、ツクローネに先ほど申しあげました計画に基づいて事業を継承していくというような流れでございます。なので、町がまずその地域のにぎわいづくり、そして、事業者さんの収益力アップ、そして、移住定住を促すということで駅前であったり、河川敷であったり、漁港イベントを開催していると、それが前提でございます。なので、そこも町が主体であっているものなので、職員がそこに関わるといえるものは何ら問題ありません。そもそも町がまず主体でやっている。それを今後、ツクローネのほうに移管していくという流れでございます。

それと、先ほどありました条例につきましては、派遣に関する条例に基づいて言いますと、職員に適用されるものということであるので、そもそもそこは適用されていないということで、協力隊の件もあったと思うんですけど、協力隊については一個人であるので、職員に対しての適用されている者ということになっておりますので、協力隊員については、そこは適用されないということになっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） ちょっと課長の答弁で分からないところがあったんですけども、また下でというか、議場じゃないところで聞かせていただきたいと思います。時間ありませんので。

すみません、4番目の企業版ふるさと納税についてお尋ねいたします。

申し訳ないんですけども、時間があまりないので、私もちょっと端折ります。

令和2年度の企業版ふるさと納税についてお尋ねいたします。

これは私の調査では1件でした。ASAHI POSIST-1というところが、LOCAL 2が運営するONE FUKUOKAを介して、吉富町にかわまちづくり事業に関わるSDGs地域教育事業を指定して納税しております。その際、吉富町はONE FUKUOKAに一般会計から納税額の45%、つまり450万円のマージンを支払っています。

質問の一つなんですけれども、企業版ふるさと納税の仲介サイト、最大手ふるコネの場合、マージンは10%です。この45%というマージンは不当だとは思えなかったのか、それが1点

です。

2点目です。担当課窓口でお聞きしたことによると、令和3年度以降、仲介者にマージンを支払うということはやめて、給付者が指定した事業を行う際、プロポーザル入札で行い、この仲介者を参加できるようにした。つまり、受注の機会を与えるようにしたということでした。しかし、私の疑問なんですけども、仲介者からするとこれは公募であり入札ですから、これらが真っ当に行われれば受注できるという保証はありません。これが45%ものマージンの代替になるのだろうかという疑問を覚えました。

この点、仲介者は何と言われたのか知りませんが、常識的に考えていいのかなと、てんびんに乗せた場合どうなのかなと考えたんですけど、執行部としてはどのようにお考えでしょうか。

3点目です。ASAHI POSIST-1から約1,000万円は吉富町にとって初めての企業版ふるさと納税で大変高額です。なのに、私が見たところによりますと、ちょっと見落とししているのかもしれないんですけど、広報よしとみにそれが紹介されていなかったんですよ。相手側があれなのかどういふ事情か分からないんですけども、なぜなのか疑問に思いましたので、その3点をお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 3点については、包括的に説明させていただきます。

まず、この企業版ふるさと納税、これは令和2年から開始したものです。その当時、まだ模索をしているところです。

企業版ふるさと納税が本来町に来てくれるのかという、まず大きな懸念からスタートしました。その当時、議員の皆様にも、この45%の契約内容というのは十分御説明をさせていただいて、納得をしていただいた上でスタートをしたというふうに認識をしております。

当初、全く吉富町に財源がないところの事業に、その財源を持って来てくれる方がいらっしゃれば、45%が今の常識で言えば高いかもしれません。ただ、スタート時点においては、結果的には1,000万円、差し引きしますと相手に450万円払っても、町には550万円をその紹介者が持ってきてくれたというふうに、端的に理解をさせていただいております。

そういった流れの中で、この当時、株式会社ニュートラルという会社と企業版ふるさと納税の仲介に関する契約をさせて、マージンとして成功報酬、成功報酬として持ってきてくれた場合には払うという契約に基づいて、令和2年度に実施したものでございます。

現在は、昨今も言いましたように、45%という契約はもういたしておりません。それは今の常識に合わせますと高価かなという考え方に基づいてでございます。

それともう一点、今現在の結果的にこのニュートラルさんとはほかの、例えばエコまちであっ

たり、今のシェアエネと包括連携でも、この会社とシェアエネさんと三者で包括連携をいたしております。

このLOCAL 2さんという会社につきましては、そもそもが町にいろいろな企画運営を提案するコンサルタントの会社でございます。そういった包括連携をする中で、この方は例えば吉富町でこういった新しい形のモデル、それをつくることによって、この会社は日本全国でこういった実績のある会社なんですよということが会社の利益となる。だから、吉富町では直接的な利益を得なくても、これはこういった先進的な取組をこの九州一小さい吉富町というところで実証して成功して、ふるさと納税の企業版を集められたんだという、この実績が欲しいということでございます。ですので、今取り組んでいる仕組みにつきましては、御自分のところは町からそういったお金、マージンをいただかなくても、自分にはメリットがあるという形で、今そういった企画、提案を町にさせていただいているという会社でございます。

もう一点が、結果としてこのプロジェクトを、ふるさと納税をいただいて、1,000万円ほどのお金をいただいているところ、このプロジェクトを実施いたしました。出す場合については、その業者ありきでは全くございません。その業者もそういった事業をやる業者でございますので、どうぞ手を挙げていただいても結構ですということで、広く全国に公募をして、1か月以上の公募期間を持って、誰でも参加をできる形を取ってやりました。

結果的に、その会社が私のところもやりたいということで、一手を挙げていただいて、締切が過ぎたところではその1社しか公募がなかった。それでもしっかりと審査委員会をし、十分（ ）側の目的を達成できる事業者であるという結論を得て、その会社に委託事業をし、実際にしっかりと事業が達成できたというふうに考えています。

結果的には1,400万円ほどの事業を、1,400万円の企業版ふるさと納税をいただき、ほぼ100%、町の手出しはなしで達成できたというふうに考えております。

以上です。

○議員（8番 岸本加代子君） 広報には載りましたかね。見つけられなかったかもしれない。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） この公表の仕方につきましては、それぞれの企業の思惑がございますので、その企業さんの思惑に応じた広報の仕方というのをやらせていただいております。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう時間がないので議論はやめますけれども、そのASAHI POSIST-1の契約書というんですか、吉富町に1,000万円やりますよという、ちょっと資料として私手に入れたんですけど、それには公表していいって載っていたんですけども、それは大丈夫なのかな——もう時間がないので、ちょっと今日はやめておきます。

すみません、最後の問題で福岡銀行からの企業版ふるさと納税についてお尋ねいたします。

ちょっと時間がない、どうしようかな。

とにかく、町から資料としていただいたふるさと納税企業版の一覧表を頂いたんですけれども、これ多分、福岡銀行からのものだというふうに思って、この原稿を作りましたので。

まず、福岡銀行が出している広報の中に、この寄附を活用して導入された公金のセルフ収納機というのがあったんですね。OKI電気の広報紙と言うんですか、発行している2023年4月18日付のプレリリースというのがあるんですけど、それにこう書いてあったんですね。「自治体向け税公金セルフ収納機を開発し、2023年2月より販売を開始しました。OKIは本収納機を株式会社福岡銀行との協同提案により福岡県築上郡吉富町へ納入し、吉富町役場にて2月24日より運用を開始しています」と書いてあったんですよ。

私が頂いた企業版ふるさと納税の一覧表によると、3月31日付、福銀からのものだと思ったんですけど、それが3月31日付になっていたんですね。この日付のいきさつはちょっと私よく分からなかったもので、これをちょっとお聞きしたいなと思います。これが一点です。

それから、もう一点。吉富町は企業版ふるさと納税に取り組むに当たって、地域再生計画を策定し、納税しようとする企業が指定すべき4つの事業を定めております。

町から提出されたふるさと納税企業版事業一覧によれば、福岡銀行は安全・安心の暮らしを支える基盤づくり（公民連携による安全・安心なまちづくり）と指定しています。

先ほど言いましたように福岡銀行の広報紙には、この寄附を活用して導入された交付金のセルフ収納機と表現されております。

この文章を見ますから、先ほどOKIのほうは協同でなんて言っているんですけども、こっちから考えたときにちょっと文章のニュアンスから協同提案なのだろうかとか疑問に思いました。しかし、金額が857万8,000円という、何かちょっと中途半端なとか、何かを対象とする具体性を（ ）なっているの、どっちなのだろうかと思っただすよね。協同提案なのかそうじゃないのか。

時間がないので最後まで行きますね。だから、今2点ですね。日付の矛盾と協同提案なのかどうかということ。もし協同提案だとすれば、税公金自動収納機の購入という具体的な目的が認定事業や、それから企業版ふるさと納税に該当するのか疑問です。企業版ふるさと納税に経済的な見返りは禁止されています。

福岡銀行が本町役場で窓口業務を行っており、福岡銀行とOKI電気の協同提案によるこの機械の導入は、口座連携と人件費の削減につながることは明らかです。

私は何か単なる、もしくは協同提案だとすれば、企業版ふるさと納税ではなくて、単なる寄附のように思えたんですね。寄附ならば、福銀は寄附控除を受けられるけれども、企業版ふるさと

納税のような90%の法人税の減税は受けられないこととなります。

この企業版ふるさと納税に該当するのかどうかというのをちょっと教えていただきたい。もし協同提案ではなくて、単にお金が来たとするならば、この機械というのはとても高額なので入札が必要になると思うんですね。入札されたのかなと、ちょっとよく分からないのでいきさつが、よろしく願いいたします。

○議長（山本 定生君） 検査会計室長。

○検査会計室長（奥本 恭子君） 株式会社福岡銀行様から頂きました企業版ふるさと納税の件について、まず御説明をさせていただきます。

皆様御承知のとおり、町は福岡銀行を指定金融機関としまして、派出所を庁舎内に設置し、行員の派遣をいただいているところでございます。この派出業務につきまして、福岡銀行全体における業務改革の一環としまして、窓口業務の標準化を図るために、派出所の維持管理に必要な経費の予算化や窓口開設時間の見直しなどを協議し、令和4年度から実施をしているところでございます。

この見直しの協議を進める中で、住民皆様の利便性の確保や町の会計業務の負担増加に対する解決策としまして、セルフ収納機の導入を検討いたしましたところ、福岡銀行様から、本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げている公民連携による安全・安心なまちづくり事業として、この取組に御賛同いただき、企業版ふるさと納税の申し入れをいただいたというところでございます。

町としましても、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に社会全体におきまして、対面での手続の見直しが加速されている中、非対面での公金の納付ができ、加えて収納情報がデータ化されるため、紙による控えの管理や手作業での消込作業が不要となり、収納業務のDX化へつながることから、有り難くこの申し入れを受けさせていただいたところでございます。ですので、協同提案という結果になりましたのは、公金業務のDX化というものを図ることを踏まえて、町のほうが望みましたセルフ収納機の仕様としまして、納付書を使わずに、データで収納情報を管理できる機種のことを考えて購入を進めました。そのときに、そういう仕様の機械を販売しているところがたまたまOKI電気さんのみだったというところで、地方自治法施行令第167条の第1項第6号に基づきまして、随意契約という購入の仕方で機械を買っております。

協同提案といいますか、うちの望んだ機種を購入しようとしたときに、結果としてそういうことになったということでございます。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 少し補足をさせていただきます。

まず、これが企業版ふるさと納税に当たるか当たらないかという判断ですが、こちらにつきま

しては、端的に言いますと、まち・ひと・しごと総合戦略に掲げています相手のほうが、公民連携による安心・安全なまちづくりということで、この対面ではなくて、非接触型での安全を守るという解釈の中から、まずこの総合戦略で全く問題ない。さらに、これは福銀さんから頂いておりますので、直接的なこの寄附によって、福銀さんが直接的な利益を享受するものではない。もう既に指定機関として長年やっておりますので、この直後に、例えばこれを寄附したから指定金融機関になったということであればそういう疑念も起きますが、もう長い間、ずっと指定金融機関できているところでございます。

直接的な利益供与も認められないということで、私たちは全く問題はなく、これはふるさと納税企業版に該当すると思っております。

最終的な判断は税務署がするものでございますが、町はそういう判断でいたしております。

それと、先ほどの協同、OKI電気さんが何かの雑誌なのか広報紙なのかでそういう書きぶりをしていると思っておりますが、これは事前に町がそういった福銀さんとそこと協同提案という認識はございませんので、これはお互いに福銀さんと、今、町がどういった機械が欲しいのかという協議の中で、先ほど担当が申しましたように、その機種を選定をしたということでございますので、そこも特段大きな問題はないというふうに、町は認識をしております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、執行部が言われたことをまとめると、協同提案ではないというふうに解釈していると、そして、入札をしなかったのは、求めていた機械がOKI電気にしかなかったということですね、そういうことだと思います、そういうことでしょうか、だから、随契したということですよ。それでいいですか——いいです、いいです。時間がない。

さっき私の質問に対してお答えがなかったのは日付の問題と、それと、これはもう税務署が判断するだろうと言われると思うんですけども、そういう具体物に対する寄附が企業版ふるさと納税と言えるのかどうかというのについては、執行部としては言えるというふうに判断されているということでもいいですね。日付のことだけお願いします。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 日付につきましては、これは手続が事前にまず町のほうにかなり前に、こういう方向性に寄附をしたいというまず申出があります。その申出を受け付けて、町がその申出で寄附を受け付けるのかどうなのか。そして、先ほど言いましたように、企業版ふるさと納税に該当するのかどうなのかというのを町が一旦その申請を審議をいたします。そして、審議をした結果、ぜひいただきたいという御通知を差し上げて、そして、相手からいつもお金が入ってくるということで、申出があってから実際にお金が入ってくるまでというのはタ



イムラグがあります。ですので、議員がさっきおっしゃった日にちにつきましては、恐らく収納、お金が入った日にちということで、事前にそういった申出があつて、当時進行で動いていって、お金はその日に入ったという、そういう日にちのそごだと思っております。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう質疑ではありません。もうまとめますけど、企業版ふるさと納税は、今回2つちょっと疑問があつたのでお尋ねしたんですけれども、時間との関係でちょっと今回すごい端折りました。うまく質疑ができなかったこともあるんですけれども、また今後それは回して議論していきたいと思えます。

終わります。

○議長（山本 定生君） 暫時休憩します。再開は11時25分とします。

午前11時17分休憩

午前11時25分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き再開いたします。

太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 議員席5番、太田でございます。通告に沿って、質問を行います。

まず1番目、令和4年度吉富町海岸再生プロジェクト業務委託事業入札についてを問います。

役場ホームページの担当課のページに、令和4年度吉富海岸再生プロジェクトの業務委託入札上限1,144万円の記事を見ました。

企業版ふるさと納税の資料によると、令和4年6月30日に入金した1,000万円など、吉富海岸再生プロジェクトのために利用したとある給付金を合計すると、1,144万円ではなくて、金銭的にもこの入札と関連すると思われる。

広報によると、元地域おこし協力隊A氏は、吉富海岸再生プロジェクトに尽力しており、現地対応だけではなく、動画の撮影、編集したとのこと。動画サイトユーチューブの吉富町地域おこし協力隊というページに動画がありました。

熊本大教授の鳥居修一氏、専門家の石垣幸二氏、杉山善一氏と子供たちからも調査、ワークショップを行い、23年3月19日に吉富フランピングマルシェで発表したという内容であり、この動画はB社という東京のテレビ局でも放映されています。

職員もたくさん協力しているように映像では見て取れました。A社社長と思われる人物も映像に映っていたと思えます。

さて、入札仕様書を見ると、川や海岸ごみの実態の情報収集、大学研究機関等の連携、専門家

との連携した干潟ワークショップ、首都圏の電波を利用した情報発信番組の作成とあり、元地域おこし協力隊A氏が行った内容と一致しているように見える。

業務委託として発注されているのに、実際、元地域おこし協力隊A氏や職員が事業を行っていたとなると、受注先からするとお金はもらえるは実務はやってくれるは非常にうれしい話であり、役場から受注先への利益共有に当てはまらないのか疑問である。

そこで、入札企業名、令和4年6月30日に、企業版ふるさと納税として1,000万円を寄附した企業名を簡潔にお答えください。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 町が一生懸命取り組んだ事業について、一般質問をいただき大変光栄に思っております。

簡潔にということでございますので、まずは令和4年度に行いました海岸再生プロジェクト業務について、まず委託業者の選定方法ですが、これは先ほども少しお話がありましたが、公募型プロポーザルによって企業を選定いたしました。

プロポーザルの告示をし、ホームページで周知をし、全国に公募をし、公募の要領は、先ほど議員がおっしゃった内容、そういった内容を実施してくれる業者ということで募集をしました。

結果的に、1か月ほどの募集期間の中で参加表明をいただいた業者は1社で、業者名は、株式会社LOCAL2、代表取締役岸本公平氏です。

公募を受け、選定委員5名による、これは役場の職員、各担当ごと、分野ごとの職員で審査を決定をし、全員が総点6割以上の評価点をつけたということで、この業者1社ではありましたが、やれるということで、この業者に契約をしたということでございます。

そして、1,000万円を寄附していただいた業者は、アサヒエスティーシー株式会社ということで、これは神奈川県に本社を持つ、高速道路の維持管理、清掃等を行う警備会社、そういう工事を行う警備会社というところが本事業に興味を示していただいて、1,000万円の寄附をいただいています。

ちなみに、この海岸再生プロジェクトについては、先ほど言いました1,400万円ほどの事業でございます。これにつきましては、このほか4社、合計5社が寄附を結果的にいただいて、同額の1,400万円の寄附をいただいております。

この企業版ふるさと納税、少し説明させていただきますが、個人版のふるさと納税というものは、返礼品等々、経費を50%以内に抑えることで、個人版の場合は手元に、役場には約50%が残ります。それについては、それぞれが個人の方が使途する町のいろいろなジャンルに使うことができます。それがそのまましばらく使わないで基金に積んでおいても、特段問題はありません。将来的にそれを使えばオーケーです。

この企業版ふるさと納税というのは、もう一つ確認がございまして、例えば今回1,400万円をいただいたら、町がそのままプールすることはできません。特定のこの事業をやるんだという事業、その事業に充てないといけませんので、1,400万円をもらった以上、1,400万円以上の事業を、相手が望む事業を、相手が寄附をした目的の事業を1,400万円以上使わないといけないという条件がございまして。ですので、たまたま今回は逆に1,400万円集まりましたので、1,400万円の事業を町が自主財源なし、この事業をやるということで1,400万円の事業をやったということとございまして。ですので、さきに企業版ふるさと納税が集まったので、この1,400万円の事業を町の手出しなしで実施したということとございまして。

それともう一点です。

これは町が発注をする町の将来に向けての取組の事業とございまして。それに町の職員が委託事業であっても、協力するのは当たり前とございまして。

それと、町の地域おこし協力隊、それは例えばもう（ ）持っていますが、業務委託がこの四角であったとします。そうすると、町の職員はこの周り、委託した以外の応援業務をたくさん当然やります。事業を成功させるため、当然、町の協力隊の方も町の職員と同じですから、この中に入ってやれば、それは相手に対価を払っている事業ですから、ただ、この周りで応援するのはごく当たり前だと、逆に言うと、協力隊ですから、応援をするのが協力隊ではないかなという考え方ですので、そこはしっかりと線引きをして、お金を払った業者はこの四角をしっかりと練り上げる、私たちはこの周りでしっかりとこれをもっとよりよい事業になるために協力をするという、そういう形でございまして、何らおかしいことはないというふうと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 詳しい御説明ありがとうございます。

次に、そうしたら移ります。

吉富町デジタル環境整備事業委託業務、公募型入札について問います。

昨年7月12日に、吉富町A社、B社で包括連携協定が締結され、広報を見ると、元地域おこし協力隊A氏も同席のため、東京へ出張しております。

それに伴い2つの番組が制作、放送され、元地域おこし協力隊A氏の動画ともう一つ「ニッポンをツナゲル。地域発イチオシ！」という番組がA社によって制作されております。

さて、役場ホームページを、担当課のページに、吉富町デジタル環境整備事業委託業務公募型入札上限550万円の記事を見ました。

仕様書には、業務委託として高機能パソコン3台の設置、首都圏の電波を利用した情報発信番組の作成を成果として求めている。ちなみに、首都圏の電波を利用した情報発信番組の作成につ

いては、令和4年度吉富町海岸再生プロジェクト業務委託入札の仕様書の一部の文言と一言一句同じであります。

企業版ふるさと納税の資料を見ると、令和4年7月29日に入金した550万円をB社から情報発信のために利用したとあるので、金銭的にもこの550万円の入札であり、B社の番組制作を発注したと考えられます。

B社が放送した番組が2つしかなく、元地域おこし協力隊A氏の動画は、先ほどの令和4年度吉富海岸再生プロジェクト業務委託で制作したので、A社制作の「ニッポンをツナゲル。地域発イチオシ！」のほうの制作発注と思われる。つまり、この入札はA社へ発注したと考えられる。しかし、この番組を見ると、吉富町の部分は3分ほどで、元地域おこし協力隊A氏の動画と同じ映像が多く、そのほかの部分、担当課や地域おこし協力隊が漁協の手伝いをした際の映像、住民による海岸清掃の際のドローン映像などが使われている。つまり、受注先と思われるA社がすると、元地域おこし協力隊A氏の映像、制作等をしてくれるので、制作費がほとんどかからないと考えられます。それと550万円入ってくるように見て取れる。そういった面で利益供与に当たらないのか疑問である。

そこでお尋ねです。この入札により手に入った高性能パソコン3台が置いている場所、入札受注企業名、プロモーションの方法、令和4年7月29日に企業版ふるさと納税として550万円寄附した企業名をそれぞれ簡潔にお答え願います。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（鍛冶 幸平君） 簡潔にということでございますので、簡潔にお答えさせていただきます。

まず、委託企業選定方式についてでございます。

公募型のプロポーザルでございます。町のホームページにおいて、令和4年11月1日から9日まで参加企業の募集を行っております。

参加企業は1社で、受注企業名は株式会社LOCAL2でございます。

高性能PC3台を今どこに置いているかということでございましたけれども、フォーユー会館3階のパソコン教室内に設置をしております。

シティープロモーションにつきましては、関東圏のローカルテレビ局、東京メトロポリタンテレビジョン（東京MX）の番組の中で吉富町の紹介を行い、また、インターネット配信も行っております。

次に、令和4年7月29日に、企業版ふるさと納税として寄附を受けた企業名ということでございましたけれども、株式会社サードウェーブという会社でございます。

以上であります。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） ありがとうございます。

これで一般質問を終わります。

○議長（山本 定生君） これにて一般質問を終わります。

---

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午前11時38分散会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 6月15日

議 長

署名議員

署名議員